

愛知県社会福祉審議会 議事録

1 日 時

2024年2月7日（水）午後2時から午後3時45分

2 場 所

愛知県白壁庁舎3階 多目的会議室

3 出席者

委員総数30名中24名

（出席委員）

阿部啓子委員、幾田純代委員、内堀典保委員、内村紀子委員、
太田和敬委員、太田一弘委員、奥村智宏委員、可知洋二委員、
加藤雅通委員、神谷和利委員、北村信人委員、小浮正典委員、
後藤一明委員、後藤澄江委員、阪田征彦委員、杉浦ますみ委員、
世良清委員、中屋浩二委員、成瀬敦委員、原田正樹委員、
山本広枝委員、横山茂美委員、鷺野裕子委員、渡邊佐知子委員

（事務局）

福祉局長ほか

4 議事等

（地域福祉課 井上課長補佐）

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、愛知県社会福祉審議会を開催させていただきます。

私は、地域福祉課課長補佐の井上と申します。

それでは、開会に当たりまして、植羅福祉局長からあいさつを申し上げます。

（植羅福祉局長）

愛知県福祉局長の植羅でございます。

本日は、大変お忙しい中、社会福祉審議会に御出席いただきありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から本県の福祉行政の推進に格別の御理

解、御協力をいただきまして、重ねて厚くお礼申し上げます。

初めに、先月1日に発生しました能登半島地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

発災後、本県におきましても、関係団体の皆様方の多大なる御協力の下、災害派遣福祉チーム「愛知DCAT」の石川県への派遣、同県の高齢者の方約70名の受け入れなど、被災地支援を行ってまいりました。

委員の皆様も、それぞれのお立場で被災地を応援していただいていることと存じます。引き続き皆様と連携しながら、被災地の方々の支援にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本日の審議会でございますが、4件の議題について御審議いただくこととしております。

次第を御覧いただきたいと存じますが、議題の(1)から(3)は、今年度中に策定を予定しております3つの計画についてでございます。

(1)が「愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画」、(2)が「第7期愛知県障害福祉計画・第3期愛知県障害児福祉計画」、(3)が「第9期愛知県高齢者福祉保健医療計画」でございます。これらについては、昨年7月の本審議会におきまして、次期計画の概要や策定スケジュール等について御説明させていただいたところです。本日は、計画案について御意見いただきたいと考えております。

そして、議題の(4)では、2022年に成立した改正児童福祉法を踏まえ、児童福祉専門分科会に新たな審査部会を設置するため、愛知県社会福祉審議会規程の一部改正について、お諮りいたします。

また、報告事項としましては、専門分科会・審査部会の審議状況について御報告させていただく予定としております。

いずれも、本県の福祉施策を推進していく上で重要な案件でございます。限られた時間ではございますが、様々なお立場から幅広く、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

(地域福祉課 井上課長補佐)

次に新たに御就任いただいた委員を御紹介させていただきます。愛知県老人クラブ連合会副会長の阿部啓子委員、愛知県社会福祉協議会民生児童委員会愛知委員会委員長の太田一弘委員、愛知県市長会社会文教部会長の小浮正典委員、以上3名でございます。

なお、引き続き御就任いただいている委員の御紹介につきましては、時間の都合もございますので、お手元の委員名簿及び配席図により代えさせていただきますと存じます。

また江崎英直委員、神谷明文委員、杉本英明委員、中尾友紀委員、松崎俊行委員、山本理絵委員については、本日は所用により御欠席との連絡をいただいております。小浮正典委員、成瀬敦委員は、多少遅れるとの御連絡をいただいております。

なお、本日は、委員 30 名のうち、過半数を超える 24 名の出席をいただいておりますので、当審議会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、本日の資料の確認をお願いいたします。

本日配布の資料は、「次第」「委員名簿」「配席図」に続きまして、「資料 1 愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画（仮称）（案）に

ついて」、「資料 2 第 7 期愛知県障害福祉計画・第 3 期愛知県障害児福祉計画（案）について」、「資料 3 第 9 期愛知県高齢者福祉保健医療計画（案）について」、「資料 4 愛知県社会福祉審議会規程の一部改正について」、「資料 5 専門分科会・審査部会の審議状況について」、「参考資料愛知県社会福祉審議会関係例規」でございます。不足等がございましたら、お申し出ください。

（全委員）

不足等なし

（地域福祉課 井上課長補佐）

また、本日の会議は、公開となっております。なお、本日は傍聴を希望された方はありませんでした。

それでは、議事に入らせていただきます。審議会におきましては、委員長が議長になると定められておりますので、以後の進行につきましては、後藤委員長をお願いいたします。

（後藤委員長）

委員長を努めさせていただいている後藤でございます。委員の皆様方には、大変お忙しい中御参集いただきまして、ありがとうございます。

先ほど局長のあいさつにもございましたように、本日は 4 つの議題と 1 つの報告事項が用意されております。皆様の専門的な立場から、さまざまな御意見をいただきたいと思いますと思っております。

それでは、本日の会議の円滑な運営に御協力くださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からのあいさつとさせていただきます。

社会福祉審議会規程第9条第1項によりまして、委員長が議事録署名人を2名指名することとなっております。

本日は、横山茂美委員と渡邊佐知子委員にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

それでは、議題（1）、（2）、（3）については、事務局から続けて御説明いただき、その後、まとめて質問のお時間をお取りしたいと思っております。

それでは議題（1）愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画（仮称）（案）について、事務局から説明してください。

（地域福祉課 森川課長）

地域福祉課長の森川と申します。よろしくお願ひいたします。

議題（1）、「愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画（仮称）」について御説明をいたします。

資料1の計画案の概要を御覧ください。

この計画は、7月に開催いたしました第1回社会福祉審議会で御説明をいたしました通り、有識者による検討会議での議論を経まして、素案を取りまとめ、1月末までの1ヶ月間、パブリック・コメントを実施したところでございます。

まず、資料1ページの上段、計画策定の趣旨でございます。近年、女性の抱える問題が複雑多様化していることから、女性の福祉や人権の尊重の擁護といった視点に立ち、女性支援の充実を図るため、困難な問題を抱える女性の支援に関する法律、いわゆる女性支援法が2020年5月に制定されました。

ここでいう困難な問題とは、下に記載してございます通り、DVやストーカー被害、性暴力性犯罪被害、予期せぬ妊娠など、女性が女性であることにより、直面しやすい問題のことを指しております。

中段の計画の性格に記載の通り、この計画は女性支援法に基づく都道府県基本計画でございます。

また、施策の関連性が深いため、DV防止法に基づく、配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画と一体的に策定をすることとしております。

計画期間は2024年度から2028年度までの5年間でございます。

続いて2ページを御覧ください。計画の基本目標でございます。

「困難な問題を抱える女性がその意思を尊重され、自立した生活を営むことができる社会の実現」、「個人の表現が尊重され、配偶者からの暴力を許さない社会の実現」、この2つを基本目標として掲げ、必要な施策を続けております。

続いて、下の段の施策の柱でございます。3ページに図示をしております体系とあわせて御覧ください。

この計画は、ここに記載の5つの施策の柱とその下の12の基本施策で構成さ

れております。

1つ目の柱、個人の尊厳を尊重し合う社会づくりでは、広く県民の皆様にも人権擁護や男女平等に関する意識啓発を行っていくほか、DVや性被害等を防止するため、若い世代から正しい知識を身につけることができるよう、教育や啓発を実施して参ります。

2つ目の包括的な相談支援体制の整備では、愛知県女性相談センターが本県の女性支援の中核的な役割を果たせるよう、専門性の高い支援の提供に努めていくほか、研修等を通じて、身近な相談窓口である市町村の相談支援体制の充実を図って参ります。また、多様な相談ニーズに対応するために、様々な相談機関において、専門性のある相談支援を提供するとともに、こうした各種相談窓口について広く周知を図って参ります。

3つ目の適切な安全確保・保護体制の整備では、DVなどで避難が必要となる方が安全かつ安心して生活できるよう、心身の健康の回復に向けて、必要な一時保護体制を確保して参ります。

4つめの、本人の意思を尊重した自立支援の推進では、困難を抱える女性御本人の意思が尊重され、地域で安心して生活ができるよう、各種福祉サービス等の利用支援、住まいの確保、就労支援など、関係機関と連携いたしまして、自立に向けた支援を行って参ります。また、お子さんとともに生活する方については、児童相談所や福祉事務所等とも連携しながら、母子双方の心身に配慮した適切な支援を提供して参ります。

最後でございますが、支援者の育成と支援機関相互の連携・協働でございます。相談支援従事者の資質向上を図るとともに、多様なニーズを抱える支援対象者に適切な支援を提供するため、市町村、警察、社会福祉施設、また民間支援団体といった関係機関との連携や協働を促進して参ります。

4ページから5ページは、ただいま御説明いたしました5つの施策の柱と、その下の12の基本施策ごとに位置付けました主な取り組みを列記しております。

最後に6ページを御覧ください。計画の推進と、数値目標でございます。

この計画では、ここに記載の7つの数値目標を掲げており、こうした目標や、計画に基づきました施策については、学識者や関係団体等で構成します有識者会議において、毎年適切に進行管理を行っていく予定としております。

この計画に基づき、本件の女性支援の推進に向けて着実に取り組みを進めて参りたいと考えております。

説明は以上でございます。

(後藤委員長)

ありがとうございました。それでは次に議題(2)、第7期愛知県障害福祉計

画・第3期愛知県障害児福祉計画（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

（障害福祉課 佐藤課長）

障害福祉課長の佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。着座にて説明をさせていただきます。

私からは「第7期愛知県障害福祉計画・第3期愛知県障害児福祉計画（案）について」御説明させていただきます。資料2、1ページの「あいち障害者福祉プラン2021-2026概要（2024年3月改訂）案」を御覧ください。

まず、「1 改訂の趣旨」でございますが、本県では、障害のある人が地域で安心して暮らせるための総合的な計画として「あいち障害者福祉計画2021-2026」を策定しております。このプランは障害者施策の方向性を定める障害者計画と、障害福祉サービス等の提供体制を示す障害福祉計画を一体的に策定したものです。

このうち、障害福祉計画に当たる部分は、今年度末に計画期間が満了するため、今回、プランの改訂を行うものであります。

プランの見直し範囲は、障害福祉計画の主要部分である第6章から第8章が中心になります。県が定める障害福祉計画については、国の基本指針を踏まえて策定することとされていることから、今回、その内容を反映して次期計画案を作成しております。

「2 の主な改訂内容」についてです。第6章では、国の指針に即して、「1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」から「7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」までの7項目について成果目標を掲げ、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に取り組んでいくこととしております。

新規の内容としましては、2ページの中段より下にあります「3 地域生活支援の充実」の項目の②強度行動障害のある人に対する支援体制の整備を加えています。強度行動障害のある人の状況や支援ニーズを把握し、地域における課題の整理や専門的人材の育成等を行ったうえで、地域の関係機関との連携を図り支援体制の整備を進めることとしております。

また、新規の内容として4ページの「5 障害児支援の提供体制の整備等」の⑤として、障害児入所施設に入所する児童が18歳以降、大人にふさわしい環境に移行できるよう、県において移行調整に係る協議の場を設置することを加えています。

このほか、拡充する内容としましては、ページが戻りますが、2ページの3の「①地域生活支援拠点等の機能の充実」においてはまた、5ページの「6相

談支援体制の充実・強化等」に向け、市町村に対し基幹相談支援センター設置の働きかけを行うなど、地域の障害福祉サービス等の提供体制の確保・充実を図るための取組を進めてまいります。

6 ページを御覧下さい。第7章では、障害福祉サービス等の見込量と確保策を定めております。国の基本指針に即して、各市町村におけるサービス見込量の積み上げを基本として設定し、各サービスの確保策を明記しています。

最後に、8 ページの下段、第8章は、目標一覧となっており、具体的には第6章で設定された目標の再掲となっています。

この概要版の資料の次に、本冊として、A4判で242頁までの資料を添付しています。計画案の詳細については、こちらを御覧いただければと思います。

なお、現在、本計画案についてパブリック・コメントを1月19日から今月の2月17日まで行っているところです。県民の声を広く聴いた上で、今後、障害者施策審議会等での意見聴取を経て、3月下旬に策定・公表を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(後藤委員長)

ありがとうございました。それでは次に、議題(3)第9期愛知県高齢者福祉保健医療計画(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

(高齢福祉課 古橋課長)

高齢福祉課長の古橋でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私から「第9期愛知県高齢者福祉保健医療計画の策定」について御説明させていただきます。

資料につきましては、資料3としまして、計画の概要版と計画全文の資料を御用意させていただいております。

説明は概要版に沿って御説明させていただきます。

項目1の「計画策定の趣旨」から項目3の「計画の策定体制等」につきましては、昨年7月に開催しました本審議会で御説明させていただきましたとおりですので、簡単に触れさせていただきたいと思っております。

本計画は老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」を一体として策定するもので、計画期間につきましては2024年度から2026年度までの3年間としております。

計画の策定体制としましては、本審議会の委員でもあります日本福祉大学の原田学長を委員長とします「愛知県高齢者福祉保健医療計画策定検討委員会」を設置し、そちらでの御検討をいただきながら策定を進めているところでござ

います。

次に項目4の「計画の基本理念と基本目標」でございます。

基本理念といたしましては、「高齢者の自立と自己実現を地域で支える福祉保健医療」としております。

また、基本目標として、《1》から《8》までの8つの項目を掲げまして、医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいが地域において切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進、そして喫緊の課題である認知症対策、人材確保、災害・感染症対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次にその下、「各論」の各章におきまして、先ほど御説明しました8つの基本目標ごとに、具体的な目標や取組を記載しております。

まず、第1章「介護保険サービスの充実」では、各市町村が策定します「介護保険事業計画」において見込まれる介護サービスの利用量・整備目標を県全体で取りまとめ、本計画に記載しております。

主なサービスをそちらに記載しておりますが、居宅サービスのうち、在宅生活での介護を必要とする高齢者やその家族を支える中心的なサービスである訪問介護、通所介護、短期入所生活介護につきまして、現状からの増加を見込んだ目標数としております。

また、地域密着型サービスのうち、在宅の要介護者の在宅生活を支える小規模多機能型居宅介護、それから、地域における認知症高齢者の受け皿である認知症グループホームにつきましても、各市町村におけるニーズを踏まえ、増加を見込んでおります。

また、特別養護老人ホームにつきましては、2023年度末実績見込みの30,218人から30,573人へ355人の増加を見込む計画としております。

次に、第3章「認知症施策の推進」につきましては、令和4年12月の認知症施策推進大綱の中間評価も踏まえ、現計画の進捗状況の確認を行い、関連する取組等を位置付けてまいります。

新たな取組施策としましては、「認知症の人の社会参加の支援」として、県主催の認知症に関する研修等の運営に認知症の方に参画いただく取組や、成年後見制度の利用促進を図るための「市民後見人養成研修」を実施してまいります。

次に、第7章「人材の確保と資質の向上・介護現場の生産性向上（業務の改善・効率化と質の向上）」です。

介護保険法の改正により、介護事業所等における「介護現場における生産性向上」の取組の促進が県の努力義務とされたことを踏まえ、市町村や関係団体、関係機関等との連携により、生産性向上の取組を進めるとともに、引き続き介護ロボットやICT機器の導入を支援してまいります。

最後に、今後のスケジュールでございますが、お手数ですがお戻りいただき、資料1 ページ目、中段を御覧ください。

本日資料とさせていただきます計画案について、1月19日から2月17日までの期間、パブリック・コメントを行っております。

そこで寄せられました県民の皆様の御意見も踏まえ、最終の計画案を3月下旬に開催します第3回の策定検討委員会にお諮りしたのち、計画の決定・公表を予定しております。

説明は以上とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(後藤委員長)

ありがとうございました。

事務局の方から3つの議題について御説明いただきました。只今より30分程度、皆様の御意見を伺いたいと考えております。議題のいずれからでも結構でございますので、ぜひ挙手をお願いしたいと思います。

それでは世良委員。

(世良委員長)

公募委員の世良と申します。本職は、現在名古屋文理大学で教員をしており、その前の職場では県立高校、私立高校で高校教諭を長くしておりました。

資料1を拝見していますが、教育のところにとちょっと目がいて、どちらかというと内容というよりも表現に気になるところがありましたので、せっかくの機会ですので発言させていただきます。

3ヶ所指摘したいところがあるのですが、1つ目が本冊21ページの下から2つ目の○、「学校等における人権教育の実施」です。本当に学校において大事であると考えておりますが、その文言の中の後段に指導的役割を担う社会教育関係者とあります。社会教育法に基づく社会教育というのは、言うまでもありませんが、図書館、博物館、公民館等の社会教育施設を利用したもので、「学校等」というところが何かポイントがずれている気がしております。

あまりそこにこだわる必要がないのかもしれませんが、学校等におけるというと、やはり学校教育関係者という表現が正しいのかなという気がします。

関連して24ページになりますが、同様の表現に若干の違和感があります。下から2つ目の項目で、括弧の中は学校関係者とあるのですが、本文中は教育関係者となっています。教育関係者と言えば、学校教育だけではなく、社会教育も当然含んでいます。この表現等を見ますと、どちらかというと、括弧の中は学校関係者、本文は教育関係者というのは隙間があるのではないのかと思います。

最後に44ページ、下から2つ目の○ですけど、教育関係者という表現となっております。この学校関係者という表現と教育関係者という表現の、この使い分けについて特に意図があればお知らせいただきたいと思います。特にないのであれば少し整理をしていただくといいのかなと思います。

以上でございます。

(後藤委員長)

ありがとうございます。

今の御質問については用語の問題となりますが、何かございますか。特になければまた後で確認していただければと思いますが、いかがでしょうか。

(地域福祉課 森川課長)

御指摘ありがとうございます。

今御指摘をいただきました箇所について、確かに見出しと本文の整合性が取れていないところ、また表記が統一されていないところ等もございますので、施策を担う教育委員会等、関係部局と改めて精査をいたしまして、適切な文言への修正も含め検討して参りたいと思います。

ありがとうございました。

(後藤委員長)

他に御意見はございますでしょうか。

原田委員の方から、高齢者の分野で担当いただいたということで何かありましたら、よろしく申し上げます。

(原田副委員長)

原田と申します。

3つの計画を聞かせていただいた中で共通するのは、高齢の分野でも大きな論点になりました人材の問題で、人材の確保ももちろんですが、確保以前に養成をどうしていくのか、或いは質の向上をどうするのか、これらは障害の分野だけでなく、あらゆる分野に多分共通する課題になってくるかと思います。それと同時に今回高齢の分野は、介護保険で先ほど御説明いただいた、ICTや介護ロボットの導入という課題も強く出てきております。そういう分野を、障害の分野とか、他の分野にも、汎用していけるようなことをぜひ愛知県としても、共通にお考えいただけるといいなっていうのが一点。

もう1つは、高齢の分野だけでなくどういう地域づくりをしていくかという課題。例えば障害の分野では、インクルージョンは非常に大事にされますけど

も、社会参加や地域移行していくときの、地域共生社会という、どういう地域づくりをしていくかっていうところも、これもどの分野にも共通する課題です。この辺りは実は地域福祉の支援計画の中で議論されてきていることですが、そういった点の整合性を各分野別計画の中で取っていただくと、より統一感のある推進ができるのではないかなと思いました。

以上です。

(後藤委員長)

ありがとうございました。

生産性の向上という点について、他の分野の計画を作られた際に何か意識されているようなところがあれば、お話しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(障害福祉課 佐藤課長)

御質問ありがとうございます。

まさに御指摘いただいているところ人材の養成という点は、非常に強化をしていかなければならない部分だと認識をしております。

障害の関係でも様々な協議会があり、その中でも地域の方々から人材確保という部分で、施設、グループホームを運営していく中で人材の確保が非常に重要になってきていると感じます。グループホームについても、量的な面で整備を今までも進めてきておりますが、ある程度かなり充足してきている部分が見うけられます。今後はそういう点も踏まえながらも少し内容、特に人材の確保、またサービスの質というところを、非常に意識をして進めていかなければならないということは認識しております。そういった点を踏まえながら、計画を進めていきたいと思っております。

また障害者のICTというところにつきましても、障害者の方が社会参加をしていく上で欠くことはできない部分だと思います。その点については計画の中で障害者のICTの部分も記載させていただいておりますので、今後重点的に進めていきたいと考えております。

(後藤委員長)

困難女性の計画はこれからスタートする計画でもあり、半分はこれまでのDV防止計画という要素も含んでおりますが、これに関しまして何か今の原田委員の指摘に関連したようなことがございましたら少しお話しいただけたらと思います。いかがでしょうか。

(地域福祉課 入木担当課長)

地域福祉課担当課長の入木と申します。

先ほど御意見をいただきました、ICT関連するところになるかどうかですが、私どもの新しい計画に基づきまして、まずDVや女性支援でこのような取り組みが行政にあることを知っていただくために、啓発活動を行っていく必要があると思います。そういった啓発活動にICTの活用やSNSの活用等の相談支援の仕方を新しい課題というところで、検討していきたいと思っております。

(後藤委員長)

ありがとうございました。

やはり今お話しいただいたように、これからそれぞれの取り組みをより広く県民に広報啓発していくことが非常に重要で、その広報啓発にICTを活用して、サービスや施策等の情報を必要としている人へどのように届けるかということがとても大事になってきていると思いながら伺っておりました。

それで他の皆様の何か御意見はありますでしょうか。

(可知委員)

日本労働組合総連合会愛知連合会の可知と申します。

DV防止基本計画の関連で資料を拝見させていただきました、ページ数でいくと本冊14ページの相談窓口に対する認知度というところ、警察にあることは皆さん想像つくと思いますが、県のいわゆるセンター的なもの、ワンストップ支援センターについて認知度が低いということで、今後の取り組み方針の中に周知を徹底して啓発を広めていくと記載がありますので、その通りだなと思いました。

私ども連合にも、働く上での相談があり、基本DVについてはないのですが、傾向として増えている内容がセクハラ、パワハラという働くことの側面的な部分が多くなってきており、昨年度については一番多くありました。

やはりそのような内容をどこへ相談していいのかという点について、極めてセンシティブな部分がたくさんありますので、ぜひ県のワンストップ支援センター等も含めて県民へ周知をしていくということが1つと、今ここに記載のある計画も5年計画ですので、ぜひ単年度ごとぐらいでローリングしながら現状を踏まえていくということが大変重要ではないかと思っておりますので、要望兼ねて意見させていただきます。よろしく申し上げます。

(後藤委員長)

ありがとうございます。

この点について、会議でも窓口の連携等、話が出ているかと思imasので、もし事務局から何かありましたら一言よろしくお願ひします。

(地域福祉課 森川課長)

御意見ありがとうございます。

まさに御指摘の通り、相談窓口の認知度、特に県のセンターの認知度がまだまだということは非常に課題だと思っております。県のセンターにかかわらず、様々な相談窓口をいろいろな機関が開設しているわけですが、支援が本当に必要な方自身が支援や助けを求められないことや、このような機関に行けば支援が受けられることを御存じないというケースも多々ございます。その点につきまして、今後、周知徹底し広報にしっかりと努めて参りたいと考えております。

また計画の進行管理、ローリングは、非常に重要な点でございます、一旦作った計画の進行管理を適切にやって参りますために、来年度以降も、有識者の方に御参画いただく会議において、しっかりとPDCAをまわして参りたいと考えております。

(後藤委員長)

他の皆様で何か御質問ありますでしょうか。

中屋委員お願ひいたします。

(中屋委員)

愛知県児童福祉施設長会会長の中屋です。よろしくお願ひします。

人材確保の件で先ほど原田先生がおっしゃられた通り、児童の分野でも比較的まだ学生から支持されるのではないかという印象を持たれている方もみえると思ひますが、決してそうではなく、施設長会の集まりの中でも人材確保の困難さが共有されているところです。今の求人の発信の仕方についてですが、各施設によって、人材紹介を受けて、年収の30%ぐらい支払ってですね1人の雇用につなげているような、パートさんのレベルでもこれぐらいの費用払っているところもあります。学校との連携とにつなげていく意味で、今学校側で、求人情報サイトに一括して登録できる仕組みがあると思ひますが、5年ぐらい続けていても全然ヒットする学生がいない。マイナビとかリクナビを活用している施設も結構ありますが、やはり圧倒的にこちらの方に比重を置いている学生さんが多いようです。要は、お金のかかるやり方じゃないとなかなか人材確保

に繋がりにくいという現状があります。せつかく費用のかからないやり方で
のサイトがあるにもかかわらず、なぜ学生はそちらに目を向けないのかってい
うところについて、もし先生方で分析されているようでしたら、お聞かせいた
だきたいと思います。

(原田副委員長)

本学だけのことしかわからないので、全部だということではないのですが、
ただいま御指摘いただいたことは学内でも1つ課題になっています。

有料の職業紹介をしている業者さんたちは、毎週毎週情報を更新されており
ます。登録した学生たちに対して、こんな求人情報があるとか、求人だけでは
なくプラスアルファのいろいろな情報が毎週学生のところに入ってきます。

ところが公的にやっているところはほとんど更新がなくて、学生たちはそこ
に登録しても、全く情報が入ってこない状況であるため、そのような状況も含
めながら、どうしていくのかを考えていかなければならないと思います。

ただ、その求人情報サイトは有料ですから、お金を払った法人さんの情報し
か入ってこないため、そういう意味ではもっと幅広く、どういう仕事があるの
か、どういう方針があるのか、そういったことを大学としてはしっかり学生に
伝えたいなと思っております。その辺りのミスマッチについては1つの課題か
なと思っております。

(中屋委員)

I C Tのお話もありましたが、施設長会で話をしていると、事務員が今かな
り事業も拡大しているので煩雑になり、事務員を1人拡充してもらいたいって
いう話が上がっております。本当に人材で補填するしかないのかというのは前
から疑っていて、施設がI C Tをどれくらい導入しているのかを確認をさせて
もらったことがあります。ほとんどないわけですね。

今で言うと事務の話でしたけれども、事務の効率化のためのI C Tをどのよ
うに築いていくのか。予算組みがしっかりできてれば、施設長会で一括してソ
フトの開発につなぐことができるのではないかと考えておりますので、ぜひこ
のような人材に頼らなくても済むI C Tのソフト開発等のための予算枠の確保
をお願いしたいなと思います。

(後藤委員長)

ありがとうございました。

今のようにI C Tの導入だけではなく、どのように活用し、それが本当に結
果に結びつくかということまで目を向けることが必要な段階に至っているの

かなと思いながら聞いておりました。

それでは太田委員、よろしく申し上げます。

(太田委員)

愛知県老人福祉施設協議会の太田でございます。

高齢の方で御質問させていただければと思いますけれども、先ほど原田先生がおっしゃられたように人材の確保という部分が、今後の事業運営や地域づくりでも非常に大きな課題なのかなと思っておりますが、今回9期の計画の中で2ページのところになりますけれども、大まかな9期の暫定値が出ておりまして、その中で一番上の訪問介護の部分の数値が他と異なり、大幅に増加をする見込みだということで、今後、在宅サービスを支えていく上で訪問介護の整備が非常に大切な部分の1つではあるのですが、一方でこの介護人材の中で一番確保が困難なのがこのホームヘルパーでして、非常に、難題中の難題だということが現状です。

ヘルパー高齢化が進んでおりまして、一般のサービスと比べて設備が整っているわけではなくて各家庭を訪問するわけですし、直接的な介護をするだけではなく、生活援助もしていくということは、大学を出た若い子たちがなかなかできるような仕事ではなく、どうしても高齢化が進んでしまう。そもそも確保が困難な部分であります。

さらに、このダイバーシティの時代に逆行するようではございますけれども、男性のヘルパーを拒否されることも多くあり、女性限定でお願いしたいという要望も多いため男性のヘルパーの活躍の場が訪問介護の場合はないというような現状で、そういった部分でも他のサービスと比べて、人材の確保が困難です。

さらにこの4月の改定で、処遇改善の部分が上がりますが、訪問介護の基本報酬が下げられてしまうという厄介な問題を抱えているわけではございますけれども、そういった中で今後こういった大幅なサービス増が見込まれる中では訪問介護ヘルパーの確保の部分で、愛知県としてはどのような取り組み予定があるのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

(高齢福祉課 中西担当課長)

高齢福祉課担当課長の中西でございます。御質問ありがとうございます。

ただいまお話ありました訪問介護員の確保ということにつきまして、本当に全くご指摘の通りというところでございます。

それに対します対策ということでございますが、なかなか訪問介護員に的を絞った対策というのは難しいところございまして、例えばお話の中でもありました通り、訪問介護員というのは直接要介護者の方の御自宅に伺って一対一

で、介護されるという特徴から、やはりある程度経験を持った方が携わるということが多くなっておりますので、まずもって幅広く介護職に入職していただく方、また介護という仕事に興味を持っていただくというところで、人材確保というか、参入促進というところに重きを置いて、県としては進めているところでございます。

特に、経験を積んでいるというところで行きますと、お話もありましたが高齢職員が多いというのは訪問介護に限らず、そういう傾向にございますので、特に若い世代の方に知っていただきたい、若い世代の方に向けて紹介していきたいというところで、今活躍されている若い職員の方の直接のお声や、介護職員の方の親御さんの声を届けられる、介護の魅力ネットあいちというポータルサイトを設けております。また、学校の方に、高校生中学生小学生、全児童生徒さんへ学校教育の場においても総合科目等々の場で御活用いただきたいという趣旨で、リーフレットを配らせていただいております。今どうしても核家族化が進みまして直接おじいさんおばあさんの介護を見る機会もないものですから、そういった取り組みの方を御紹介させていただいて、社会全体で介護に対する意識の醸造や啓発を進めて、介護人材の確保に総合的に努めて参りたいと考えております。

(後藤委員長)

ありがとうございます。

他に何か皆様の方から御意見はございますでしょうか。それではお二人手が上がりました。まず北村委員から。

(北村委員)

保育部会の北村です。よろしく申し上げます。

先ほどからいろんな企画をされていますが、結局増えてないということは、その政策は駄目ということではないかと思っています。

促進でリーフレット配ると言っても、我々のところへもたくさん配られますけど、直接ゴミ箱へ行ってしまいます。なので、よくいろいろなところで言いますが、明石市がやっている訪問型ですよね。

やっぱり1度、県じゃなくて、ちゃんと候補者に直接能動的に行くってことの方が、トラブルが減る、ちょっとした問題も相談することができるとか、高校とか、大学でもそうですけど、やっぱりしっかり体験させることをねらいにしないと、わからないですよね。

実際保育園、保育事業もそうですけども、子供たちもどんな仕事なのかもわからないので夢も希望もわからない。所属もどこなのかわからないし、体験型にし

ないと駄目じゃないかなと思っています。

ただ本当にリーフレットを配って、ホームページにあげてって言ったって、興味なければ見に行かないので、その人たちに配る予算組んでも無駄な気がしてならない。

現実に就職率上がっているかっていうと、上がっていませんよね。上がってないのも何年もやっても、意味がないので形を変えていかなきゃいけないのではないかなと思っています。

先ほどのDVの話もそうですけども、今DVは、子供たちの虐待なんかは、通報制度ができていますので、近隣の方が電話してくれるっていうパターンで、少し減少になってきている。

DVしちゃいけないことはみんな知っている。知っているけどやっちゃうっていうことはどっかで止めなきゃいけないし、援助希求できるようなシステムを作らなきゃいけないけど、連絡先がわからないっていうのでは意味がないですよ。

せっかく待っていても駄目なので、それができるような形を、能動的な形を作る。先ほど言った訪問型にするとか、なんかないですかみたいな話をしたりするか、そういう形が必要になると思っています。

先ほどのリーフレットの周知度ってチェックしていますか。どのぐらいこのリーフレットを見たかとか、この仕事に興味があるのかとか。会議でも言っています、結局結果をちゃんとチェックしてないですよ。

周知度を上げると言っていますが、上がったのかどうかっていうとこのチェックがこの評価の中にも全然見られなくて、推進する、やっていることはこんなことしますよというようなことしか書いてなくて、ちょっと量が多くて全部見られませんでした、結果がどうだったのかっていうのが全くなくて。そのあたりがすごく気になります。

あともう一つは人材派遣のことですけども、これは保育園の団体もやらなきゃいけないと思って今やっておりますが、働き始めて6ヶ月で、キックバックがなくなってしまう。その前にやめると返金がありますけど、保育園は3月が一番人を欲しいときなので、1年間は必ずちゃんと働いてくれる約束ができるように、法改正をして欲しい。そこで1年働けなかった場合は、もう少し戻してもらえとか。

ハローワークとか、社会福祉協議会の中でもあります、全部受け身ですよ。

先ほど言われたように、学生とか辞めた人には、こんなところがありますよ、こんなことありますよってすごい連絡がいっぱい行く。だから待っていればいいから受け身でいい。他あるなら行ってみよう、駄目なら次行ってみようと

きますが、ハローワークとか社会福祉協議会でやっている派遣は、もう完全にそのホームページ行かないと駄目だし、自分で行かないといけない。

本当にやりたい人以外はほとんど見に行かないので、無意味ですよ。ハローワークからはほとんどうち保育者も3年ぐらいゼロです。社会福祉協議会からもゼロです。

なので、派遣会社がそうやってくれるのはありがたいけれど、払ってでも1年間働いてくれればきちんとできるというように、何か法改正をして、ちゃんと運営が成り立つようにしてもらおう。

各市町村でも派遣会社にお金払うところも出てきているし、公立もやっているぐらいなので、もうそのくらいしないと集まらないのであれば、法改正をして、もう常にそんなに払わなくても確保できるような、仕組みにしていく必要があると思っています。

なんか愚痴ばかりになって申し訳ありませんが、できればこの計画に対して、その評価を数値目標にして欲しいです。そうすれば伸びているなって、県もすぐやってもらっているなど、簡単にわかります。

「推進します」、「検討します」と言うばかりでは、先が見えないので、ぜひお願いしたいと思っております。

(後藤委員長)

ありがとうございました。

先ほどから出ていますが、やはりこの人材確保、育成そしてそれにより生産性が上がるというところが、皆さんいずれの分野においても非常に重要な課題です。いい方向を目指したいということで、そのためにもそれぞれの部分の評価とこのをきちっとやっていって、あまり成果が上がらなかつたら別の方法も検討することも大事だと、それで御指摘がたくさんあったかと思えます。

議論いただく予定の時間が来ましたが、先ほど手を挙げていただいておりました奥村委員お願いいたします。

(奥村委員)

端的にお伺いをいたします。DV性被害等の防止のところの基本施策②の教育啓発のところでございます。こういったところで薬剤師会でも、今緊急避妊薬等についての情報提供、情報発信等を産婦人科医会とも協力してやっているわけですが、こういった啓発について緊急避妊薬の正しい情報、正しい知識が、きちんと伝わっているかどうかという点について何か情報があれば教えていただきたいです。

基本的にこの啓発活動全般に言えますが、他の相談事業のところでは結構多

言語化というか、通訳を配置という言葉が見えますが、この啓発について多言語化であったり、リーフレットを多言語で作ったりとか、何かそういったことをしているのかという点をお伺いしたいです。
以上です。

(後藤委員長)

お願いいたします。

(地域福祉課 入木担当課長)

御質問ありがとうございます。

DVと女性支援とに関係することですが、相談窓口については通訳等を置いて外国籍の方たちに対応できるようにしていると聞いておりますけども、リーフレット等で該当するものが作成されているかという点については、そこまでは確認ができていません。

今後の課題とさせていただきたいと思います。

(後藤委員長)

ありがとうございました。

まだ御意見、御質問あるかと思いますが、もし最後の方でまた時間が残りましたらそこで御質問いただくとしまして、この議題については一旦終わらせていただいて、次に移りたいと思います。

今の御意見も参考に、計画づくりに取り組んでいただけたらと思います。

それでは議題4の、愛知県社会福祉審議会規定の一部改正について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

(児童家庭課 吉田課長)

児童家庭課長の吉田と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

資料4、「愛知県社会福祉審議会規程の一部改正について」御説明申し上げます。

今年度1回目、7月10日の社会福祉審議会におきまして、「児童福祉法の改正に伴う対応」として御報告させていただきました“施設入所児童等の権利擁護（意見聴取等の仕組み）”に関し、新たに児童福祉専門分科会に審査部会を設置するものでございます。

先に、「2改正の背景及び理由」を御覧ください。

この4月から施行されます改正児童福祉法において、児童相談所が行います児童養護施設等への入所措置や一時保護の実施といった処遇に対する児童の意

見又は意向に関して、児童福祉審議会等の機関で「調査審議」・「意見の具申」が行われるようにすることが新たに都道府県の業務として位置づけられました。

具体的な仕組みのイメージは、資料右下の図を御覧ください。

図の一番左の子どもから意見、例えば想定されるものとして、「家（親元）に帰りたい」であるとか「施設で生活する上での環境」などについて意見があり、子ども自身が、児相以外の第三者による審議を希望する場合、真ん中あたりの四角囲みの「部会」において、子どもの意見を調査・審議し、必要に応じて児童相談所等へ何らかの対応を求める意見具申を行う仕組みでございます。

この調査審議を行う部会として、国が示すイメージ図では「子ども権利擁護部会」とありますが、本県では、資料左側の「1 規程の改正案」に記載のとおり、対象となる児童や所掌する業務内容を明確に表すため、「入所児童等意見審査部会」として設置させていただきたく考えております。

なお、この審査部会の委員につきましては、「4 その他」にありますとおり、児童福祉の学識者2名、児童心理の学識者2名、弁護士2名の合計6名とし、具体の審議につきましては3名ごとの審議体で月1回の定期審議、緊急の案件が生じた場合は速やかに臨時審議として開催することを考えております。

説明は以上でございます。

（後藤委員長）

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について、御意見等はございますでしょうか。

（中屋委員）

審査部会委員のメンバー構成についてですが、現場の人間がいないことについて不安を覚えている、いろんな措置審査部会も同様ですが、要は現場のことをいろいろ議論するにあたって現場の人間がいないということは、現状を知る者がいないところに繋がってきます。

もちろん内容によってですが、生活のルールが厳しいってというような話をしたときに、そのリアリティを持つての意見がどれだけ出てくるのかってところが、一番心配しているところです。

子どもの最善の利益ってということが、当然ここで問われることになりますので、その最善の利益ってというのは、子どもだけのサイドで見るのではなく、生活環境、要は施設の現状も含めて、トータル的に見ていく必要があると思います。ぜひこの点、修正になるのか、こういうやり方で何とか不安材料を払拭できますよというようなことがあれば、意見を聞かせていただきたいなと思います。

(後藤委員長)

ありがとうございました。

他にももしこの点、何名かの御意見を伺い、そのあと事務局の方から少しお話いただこうと思いますので、他に一部改正をめぐって御意見ありましたらお願いいたします。

(北村委員)。

先ほど意見を言っているところもありますが、結局子供と寄り添う人がいるよねって、先ほど言った援助希求できるような人が、今こそ、スクールカウンセラーとかいう方もいますけども、常勤でない場合が多いですよ。

非常勤で来て、なるべく寄り添って子供とずっと長い関わりをもって、信頼関係ができないと子供は話すことができないですよっていうことは、ここでいうその意見表明支援員っていう人がどういう人なのか、ちゃんとそういう間のカウンセリング的なことや心理をちゃんと学んだ人なのかっていうことがすごく大事で、あとそこにつなげるソーシャルワーカーですよ、制度を知っていて繋げられる人がそこにいるのかどうか。

そこでちゃんと繋がってくれば今みたいな委員会があれば、意見表明についての資料がつかれると思いますが、今の話を聞いていると、意見表明支援員って人が普通に働いている人だとすると、ちょっとそのつながりが心配。

逆に言うところの人が逆にトラブルメーカーだったりする場合もあるので、そこを、どういう形で形成されていくのか、何か案とかがあれば教えていただければなと思います。

(後藤委員長)

ありがとうございます。

他に何かこの件につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。よろしかったでしょうか。

2名の委員から質問のありました、部会の委員構成と現場との関係、国から出されている資料の図での意見表明支援員等についてももう少しお話いただけたらと思いますので、そのあたり、御説明ありましたらよろしくお願いいたします。

(児童家庭課 吉田課長)

それぞれ御質問ありがとうございます。

最初の中屋委員から御質問をいただきました、部会の委員の関係でございま

すが、おっしゃる通り現場の声がない状態で、その実態とかけ離れた議論をすることが到底いい方向に向かわないのは重々承知しております。

一方で、審査部会、この制度自体が、施設或いは児童相談所に意見具申をするということで、極めて高い第三者性が求められる部分でございます。

そういった意味で難しいところですが、例えば施設の関係者、場合によっては利害関係者になっている場合もあるということで、こういった部会の委員に入っていただくという形には現在しておりません。

そういった現場の声につきましては、お子さんから意見があった際に、この調査員という立場の者が、子供の意見だけではなく、現場の実態等そういった声を丁寧に拾いながら、この審査部会に諮り、それを第三者の立場で審議をしていただく、そういう仕組みを想定しております。

続きまして、北村委員から御指摘ありました意見表明支援員、こちらについてまず意見表明支援員の役割については、基本的にはお子さんによっては、なかなか自分で意見を形成する、そもそも声を出す、形作る、そこが難しいという子もいますので、意見表明の手助けをするということがまず根幹かと思っております。

なので、子供に代わって解決をするというよりは、子供が自分の意見を発信することをサポートする、場合によっては代弁をする。

そういった役割を国の方も想定しておりますし、当然我々も想定しているところでございます。

なおこの意見表明支援員については、相当時間の研修を受けまして、例えば傾聴のことでありますとか、自身のメンタルヘルスのこと、それからいろいろな社会制度のこと、そういったことも含めて、研修を受けた者を想定しております。この意見表明支援員をどう養成していくのかということについて、現在国の方でも検討が進められており、カリキュラム等も徐々に示されているところでございます。

それからこの意見表明支援員さんが、いろいろ関わっていく中で、自らのメンタルの部分、これについてはよくよくこういった団体の方とも議論になるところでありまして、やはりこの意見表明支援員さんに対するスーパーバイズ、そういったものはセットで必要だよということで、我々もそういったことを意識しながら取り組みを進めて参りたいと考えております。

以上でございます。

(後藤委員長)

ありがとうございました。

まだ意見があるようですので、手短にお願いいたします。

(北村委員)

今スクールカウンセラーとか、そういう子供たちと接する人って非常勤が多く、正規ではないため不安定な状態で雇われている。

今回のこういう人たちもそういう不安定な状態で、雇われているとすると、しっかり身が入らないことや優秀な人に来てもらえなかったりするっていうことがあったりするし、あとやっぱり孤立しないように、チーム組んで、事例検討会を開けるような仕組みだったりとか、ここにスーパーバイズされるような仕組みも含めて、形成されるといいなと思っているので、ぜひ非常勤じゃなくて正規職で採用されるような方にさせていただけるとありがたいなと思っています。

(後藤委員長)

ありがとうございました。

では委員の皆様からの意見を踏まえまして、またそういったことを参考にさせていただいて事務を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(地域福祉課 森川課長)

奥村委員から、DVに関しての御質問いただいております、その回答で補足をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

先ほど御質問いただきましたとおり、外国人のDVの被害者の方も一定数いらっしゃることから、外国語による啓発も非常に重要だと考えております。

本県では、男女共同参画の部門におきまして、外国人の方向けに、外国語版のDV防止啓発カードを作成しております。日本語を含めまして、8ヶ国語、ポルトガル語や英語など、本県に在住の方が多言語にて、御提供させていただいております。

2022年度に約1万部作成をいたしまして、県内の市町村ですとか病院等に配布をさせていただいているところでございます。

また緊急避妊に関することでもございますけれども、その周知状況については把握ができていないところでございます。

(後藤委員長)

ありがとうございました。

それでは4つの議題については、御議論御意見いただいたということで、次に報告事項の方に移らせていただきたいと思います。

(1) の専門分科会、審査部会の審議状況について、事務局の方から御説明お願いしたいと思います。

(地域福祉課 入木担当課長)

地域福祉課担当課長の入木でございます。

私からは専門分科会・審査部会の審議状況について、資料5により説明させていただきます。

審議状況につきましては、当審議会が開催される都度、御報告させていただいているものでございます。

まず、資料の左にあります1の「身体障害者福祉専門分科会及び審査部会」でございますが、本年度の開催状況といたしまして左下の表にまとめさせていただいております。審査件数、審査結果につきましては表のとおりでございます。本年度は計5回開催しております。

次に、2の「民生委員審査専門分科会」につきましては、本年度1回開催しており、分科会長および副分科会長の選任などについて審議いただいております。

3の「児童福祉専門分科会及び審査部会」でございます。児童福祉専門分科会は、本年度1回開催し、あいちはぐみんプランの進捗や、少子化に関する県民意見調査について審議いただいております。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、児童措置審査部会につきましては、本年度は4回開催し、被虐待児童等の処遇に係る審議を計11件行っております。

次に、里親審査部会につきましては、本年度は1回開催しております。

続いて、幼保連携型認定こども園審査部会は、本年度は1回開催し、計7件の審議を行っております。右の保育所審査部会におきましても、本年度1回開催し、設置の認可等につきまして、計5件の審議を行っております。

なお、次ページ以降に、参考資料として、専門分科会・審査部会の審議状況に係る過去10年間の推移について、表及びグラフでお示ししております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(後藤委員長)

ありがとうございました。

この社会福祉審議会のもとには、いくつかの専門分科会や審査部会が、設置されておりまして、そのところでの議論、審議状況がどのようになっているかということで御報告いただきました。

委員の皆様の中にもそれぞれの部会で御協力いただいている皆様が、いらっ

しゃるかと思えます。もし、御質問、或いは部会についての感想等ございましたらお出しただければと思います。いかがでございましょうか。皆様の方から御質問、御意見等ありましたらよろしく願います。

(阪田委員)

愛知県の知的障害者福祉協会から来ました阪田と申します。

意見というか感想なのですが、原田副委員長の意見と少し関連しますが、やはりこれから福祉のあり方はどんどん変わってくると思っています。

先ほど地域づくりとありましたが、まさしくその共生社会をしていくと思うと、横断的にやってかないと立ち行かないという話ですので、そう思うとこの計画自身も、横断的なところの仕組みを今後盛り込めていくといいのかなと思います。例えば高齢の方でも重層的体制整備とかに入っているけれども、障害の方はちょっとそれが入ってなくて、これは地域生活支援拠点とどう絡むのかというのはわかるのですが、その辺はちょっとコアな部分になってきますので、またその辺のところを横断的にやるような仕組みを、次の計画でいいと思うので、何か意識してやっていくとより全体化になってくるかなと思います。

(後藤委員長)

ありがとうございます。

地域福祉のところにおいて、もっと個別のところをつなげていくということがとても大事なので、計画においても、それぞれの計画の個別制度の全体の繋がりがわかるような形を意識して、計画を進め、作りあるいはそれを推進して行っていただきたいという貴重な御意見をありがとうございます。

他にも今のような形で何かお気づきの点とか御質問とかございましたらいかがでございましょうか。報告事項のところにつきまして、いかがでございましょうか。

それでは内村委員様、よろしく願います。

(内村委員)

愛知県知的障害者育成会の内村です。

障害がある子の兄弟の相談窓口はどこか、悩みを聞いていただけたところがあるといいかなと思いますが、なかなか子供さんにそういう場所があるのはわかりにくいと思うので、先ほどの学校の方のソーシャルワーカーさん、いろんな方に、障害がある子の兄弟ということは多分わかってみえると思いますので、悩みを聞いていただけたといいかなと思います。

問題とありました人材については、本当に心配しております。小さいうちか

ら、福祉の方に興味を持っていただけるような機会を、ぜひお願いしたいと思います。

(後藤委員長)

ありがとうございました。

他にもどうも皆様の御協力によって結構私の方でどんどん進めてきましたが、時間が残っております。

一般的な報告事項以外でも先ほどの議題のところでも御議論いただいたことでも結構ですので、皆さんの中で特にまだ御意見いただいてない方で、御感想で結構ですのでよろしくお願いします。

(阿部委員)

私は愛知県老人クラブ連合会の立場で参加しておりますので、老人クラブのことについてちょっとお話したいと思います。

資料の3の11ページに高齢者の現状と将来に対する推計というものがありますけれども、ここを見ますと愛知県の場合は年齢65歳以上が全体に占める割合が、25.7%で、全国平均よりも少し低いようですけれども、私の住んでおります岡崎市の場合でも老人クラブに入っている人が、5年ぐらい前までは2万人以上いたのですけれども、もうコロナなんかでどんどん減ってしまって、今、1万6000人です。ですから老人が生き生きと、生きがいを持って、生きるために、何かできないかと思って、私も今までずっと老人クラブの役員を続けてきましたけれども、老人が生きがいを持って、明日を見つめて、今日、生きていてよかったと思えるような世の中であって欲しいと思います。以上です。

(後藤委員長)

ありがとうございました。貴重な御意見であります。他の皆さんもぜひこれからの事務局が最後計画を精査されていくと思いますので、少しでもそれに役立つ、どんな御意見でも役立つと思いますので、ぜひ、忌憚のない御意見を、まだ御発言いただいていない委員でお願いいたします。

それでは山本委員お願いいたします。

(山本委員)

愛知県母子寡婦福祉連合会の山本と申します。

もう3年ほどでしょうか、誉高校と惟信高校の高校生のインターンシップの受け入れをしております。今年誉高校から来た男の子2人のインターンシップの子は、看護師になりたいくて、老人施設に働きたいという希望を明確に持ってい

ました。2人とも母親が看護師さんで、母親が親御さんの介護を一生懸命在宅で行ってみえて、その様子を見て、自分は看護師の資格を取って、高校卒業後、看護学校に行って、介護施設に働きたいと、明確な目標を持っていて、とても嬉しく思いました。

高校生のインターシップを他の施設でも受け入れてみえると思いますが、もっと小さい年齢のうちからも受け入れをされると、職業観を育むよい機会になり良いなあと思っております。今年愛知県のプロポーザルで職業体験も含めた就職フェアというのを実施しました。親子で看護師さんや介護士さんや、保育士の職業体験を開催したところ、楽しく笑顔をもって看護師や介護士の資格を学ぶということも、すごく子どもにとってもいい体験になっているなという気づきがありました。

あと1つ、DVに関するのですが、カードを作られたと言ってみえたのですが、行政の窓口ではなくて、女子トイレの方に置いておくと割と取る率が高いと思います。外国人の方が多い地域も含め、色々な地域の役所の中の女性のトイレのところに配置することが、とてもいい案だなと思いますので、お話をさせていただきます。

(後藤委員長)

ありがとうございます非常に有効な取り組みを御紹介いただきましてありがとうございます。他にいかがでございましょうか。

(小浮委員)

愛知県市長会から来ております豊明市長でございます。

今のトイレの話は、当市も同じです。トイレに置いています。トイレが一番有効だと自分も実感しています。

自分がちょっと申し上げたいことは、厚労省もそうなのですが、人口分布がいまだに65歳と75歳で人口分布を示すことですね。

でも実際のところ、80歳から85歳の間ぐらいから入ってくる状態で、その数字を持つとかなないと、将来的な見込みっていうのは結局わからない状態、今現在も2025年問題もかかってきています。団塊の世代も75歳以上となってきたので、今現在は持ちこたえられる見込みです。

でも、当市の場合、医療機関も介護施設もとっても多い市なのですが、そのとても恵まれた豊明市ですら、10年後は正直言って見通せない状態になっています。そういった形で、高齢者のその枠組みがそのようになっておりますが、それにとらわれず、計画的には、今後、そういった形で80・85歳の人口の分布、それから今後の傾向を是非ともともってもらいたいなど、個人的には市町村の立

場からそう思います。

(後藤委員長)

貴重な御意見をありがとうございました。

やはり人口構成の重心が少しずつ変わってきている中でそれにみあったようなデータ区分が必要だという御意見であります。ありがとうございました。

他に何かございませんでしょうか。よろしく申し上げます。

(北村委員)

今回保育園の配置基準が少し70年後、70年ぐらい入って、変わるということで、30対1から25対1っていうことで、我々はもう愕然と何が違うのかと感じております。

保育士が辞めていく原因の1つは結婚して旦那さんが違う地区だからとか、転勤族だから変わっていくのと、あとはやっぱり自分の子は自分で育てたいと思ってしまって、要するに、子育てしながら保育士は無理だという意識があったり、皆さんも最近よく聞かれると思います、ノンコンタクトタイムといって、保育者が子供と接しない時間を確保しないと、保育者は次の日の準備ができなかったりとか計画書作ったりとか、評価反省やったりとか、そういう時間が取れない。休憩もとれない。

実際に保育料の無償化によって、保育時間伸びています。保育者の労働時間が8時間にもかかわらず、10時間11時間の子供がたくさんいる中で、どうにか形成していくと保育者も疲れ果ててしまうというところで、このノンコンタクトタイムがいるよっていうことで国も、無資格者の補助を受けてくれて働けるようにしてくれているのですが、まだまだ足りないというところがあって、うちは今お昼寝対応で3時間ですけども、65歳から75歳ぐらいまでの方を雇って、お昼寝している間に保育者が休憩をとっていますが、そのための費用が全額補助にならない、ようするに持ち出しになってしまう。

そうやって働けるところの女性の方たちはものすごく生きがいを持って楽しく働いてくれていて、働き手としても十分まだまだ働けるし、園としてもそういう人達がいてくれることで、保育者の労働の軽減ができるので、保育者が長く働ける。国が出してくれない部分を県が出してくれればありがたいなと思ったりして、そういうことも含めて働く環境をもう少し、柔軟にさせてもらえばいいなっていうのが1つです。

あとやはり看護師の配置をずっとお願いしているのですが、看護師の配置がされない。看護師がいることによって保護者へのケアができる。子供のケアも当然ですけども、保護者へのケア、6時7時に来るお母さんに医

療的なことだったり、子供のことだってちょっと説明するだけでも、助かったりとか、そういう普段のケアが大きいことに繋がらないとかトラブルに繋がらないと思っているので、看護師の配置については本当に20年以上前からお願いしております。

あとは、スクールカウンセラーがいるように保育カウンセラーも実は欲しいですよ。心のケアをするっていうとかですね、保護者の情緒の安定が子供の情緒の安定に繋がるっていうことは、脳科学的にも証明されていて、情緒が安定しないと主体的な活動ができないこともわかってきている。そのためにも保護者のケアをするための、こういう可能性があったりとか、あとソーシャルワーカー保育ソーシャルワーカーみたいなことも今、学会とかできていたりするので、そういうことも絡めて、全体で、家族、親御さんだけでは絶対子育てできないことはわかっているんで、そういうところのケアをすることで、トラブルが減るしDVも減ってくると思っているので、そういう全体的なグランドデザインを描いてもらう計画があるといいなと思っています。

ぜひよろしくお願ひしたいなというところでもあります。

(後藤委員長)

ありがとうございました。

他の皆様、よろしかったでしょうか。横山委員よろしくお願ひします。

(横山委員)

愛知県社会福祉審議会規程の一部改正のところ、私の知識不足ということもあると思うのですが、児童養護施設、その他の施設への入所というところに関わる、この制度の対象となる年齢について、イメージ図を見ても表記がないので、養護施設へ入る年齢3歳で良いのかどうかの確認です。

(後藤委員長)

御質問について、よろしくお願ひします。

(児童家庭課 吉田課長)

児童家庭課でございます。この制度の対象となる年齢についてはですね、特に3歳からとか、そういった部分の縛りはございません。ただ、現実的に0歳1歳の子がどういう形で意見表明ができるのかというところで、それはもちろん難しい必要な部分ですけれども、年齢については特にそういった特段の縛りがあるものではございません。

(後藤委員長)

これにつきまして横山委員からなんか年齢のことで、何かをお考えをお持ちでしたら。

(横山委員)

この図でいきますと、ミニレターとか電話、はがき等ありますので、それができる年齢かなと思って、特に、表記がないってことであれば、事例に基づいてということになると思いますが、ちょっとイメージがしづらいというところで。里親という立場からしても、やはりこういった審議に関わる子たちが、どのような経緯を経て、措置が決定していくということに関わってくるかなと思いましたがお聞きしました。

(児童家庭課 吉田課長)

もう少しだけ補足をさせていただきます。基本的にはですねお子さんからの意見はミニレターというもので、聞き取りをしようかなと思っております。

ただ、横山委員御指摘の通り、文字の書けない子は、そういった様々な問題それは年齢だけでなくいろいろ生じてくることだと思います。

そういったことについては、例えば、もし意見表明、何か言いたいことがあるというようなお子さんがみえれば、例えばこの意見表明支援員であるとかあるいは調査員、こういった者が個別にお話を伺いに行くなど、漏れのないように進めていきたいと考えております。

(横山委員)

ありがとうございます。

(後藤委員長)

ありがとうございます。他に御意見のある方お願いいたします。

(渡邊委員)

認定NPO法人CAPNAの渡邊と申します。よろしく申し上げます。

意見というか感想になってしまうのですが、まず高齢者の計画で、ヤングケアラーの問題について、計画に盛り込んでいただいて、非常にうれしく思っています。

高齢者の計画の153ページでは、利用者の家族への支援というところで、152ページ153ページですね、ヤングケアラーなど、家族介護者の支援として、研修への取り組み等を記載していただいて本当にありがたいなと思っています。

つまり、高齢者とか、あるいは障害のある家族を介護しているヤングケアラーの方々がたくさんいて、なかなかその発見っていうところで、苦慮しているところもありますね。そうしますと、その家庭に入っているヘルパーさんとか、そういうのを、いわゆる支援サービスをする従事者の方々が発見して下さるということも非常に必要だと思うので、高齢者の計画には盛り込んでいただいたのですが、障害者の計画の方もそのような記載があったのでしょうか。

ちょっとそこが抜けちゃったので、やはり障害のある家族のケアをされているお子さんがたくさんいると思うので、その発見とか、そういう子供たちにどういった支援をするのかということも必要になってくると思うので、もし記載されていないとしたらその辺の記述をお願いしたいと思っているのが1つです。

それから、質問なのですが、資料4の入所児童等意見審査部会の設置のことですが、今実際に試行的に取り組みをされているかと思うのですが、例えば名古屋市を除く、全県が対象にされていると思うので、この意見表明支援員をどのくらい養成されているかとか、実際調査調整を行う場合、どのように実施されるのかということももし具体的に、今決まっていることがあれば教えていただきたいなと思います。

(児童家庭課 吉田課長)

今年度試行的に進めております意見表明支援員の活動、こちら今年の6月からですね、県内の2ヶ所の一時保護所はやはり最初に子どもたちと関わるころなので子どもたちも非常に不安定な状態ということで、いろいろ意見もあるだろうということで、そこを選ばせていただいたわけですけれども、2週間に1回、概ね月2回のペースで、今年については長時間の研修を受けた大学生を意見表明支援員として取り組んでおり、年齢が近いことでお子さんも話しやすいという発想もあってですね、試行的に取り組ませていただきまして、実は6月から1月末までですので、およそ8ヶ月で、延べですけれども143人のお子さんから、こういったお話をお伺いすると、意見というようなものもあれば、あるいは子供が本当に自分の近況を話すというような様々なものですが、そういった実績でございます。

なお、その後の実際に調査審議、本来このモデル的に試行を始めたのは、そういったお子さんから審議の希望があれば、今年試行的にこの法改正前に、試行的に実際にこの仕組みを動かしてみようということでスタートしたのですが、今のところ、審議を希望する案件がございませんので、実際の審議は行っておりません。来年度以降、審議が出てきたときには、円滑に進められるように調査員がどういった調査をするのか、児童相談所とか、社会児童福祉施設であるとか、いろいろ模索しながら検討を進めているところでございます。

以上でございます。

(後藤委員長)

ありがとうございます。

お聞きしてとても大事な審査部会が設置されたということですが、中身についてはまだ対象となるお子様とかその方法については、モデル的にやりながらより良い方向に持っていくと、これは先ほど横山委員からもありましたが、家庭養護のお子さんからファミリーホームとか里親さんのところのお子様も対象に入っているのかどうかについて私の方から質問させていただきます。

(児童家庭課 吉田課長)

児童養護施設等入所と申し上げたのは、里親やファミリーホームを含む、いわゆる広く社会的養護下にある児童を対象とする仕組みでございます。最初に説明不足で申し訳ございません。

(後藤委員長)

ありがとうございました。

その辺りも含めてまたこれからいろいろ取り組んでいかなければならないことが多いかと思しますので、よろしく願います。

それでは御説明をよろしく願います。

(障害福祉課 西川担当課長)

障害福祉課の西川と申します。

先ほどヤングケアラーに関して障害の方の計画には特段記載がないというようなお話をいただきまして、例えば56ページですね、下から3つ目のマルのあたりに、いわゆるヤングケアラーの問題といった新たな課題を表面化していますというような記述がありますが、ただこれに当たって具体的な対策の記載がないという部分については御指摘の通りでございます。

今回ですね、改定に当たっておりますのが、第7期と第3期の障害者障害児の計画でございまして、この障害者プランというのは2021年に策定されました、上の第四期愛知県障害者計画というものを含む6ヵ年計画でございまして、この56ページのあたりは、2021年度に策定されたものが、今現行計画という位置付けになっておりますことから、2026年度以降の見直しに向けましては、いただいた意見も参考にしながら改訂の作業を進めて参りたいと考えております。

(後藤委員長)

ありがとうございました。

それでは皆様から大変貴重な意見をたくさんいただきまして事務局の方からも、すでにいただいた感想や、御質問について何か加えてお話いただくことがあればちょっと挙手をお願いしたらと思いますがよろしかったでしょうか。

事務局の皆さまについても、一応、お話いただいたということでございます。それではですね円滑に皆様の御協力ありがとうございました。

最後に事務局の方から何かございますでしょうか。

(福祉総務課 中村課長)

福祉総務課長の中村でございます。私から報告でございます。前回の7月の社会福祉審議会にて、あいち福祉保健医療ビジョンの指標について御質問いただき、指標について、見直しを検討していきますと回答させていただきました。

本日議題にもございましたとおり、障害の分野、それから高齢者の分野の計画が、現在、年度末に向け、改訂作業中でございます。

またもう1つの分野であります医療分野につきましても、主要な計画である地域保健医療計画が現在改訂作業中でございます。そのため、ビジョンの指標等につきましては、これらの個別計画の改定内容を踏まえまして、設定、見直しを考えていきたいと思っておりますので、次年度の審議会におきましてその内容について報告させていただきます。

(後藤委員長)

ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。

(地域福祉課 井上課長補佐)

本日の会議の議事録でございますが、後日発言された方に内容を御確認いただき、その後、署名者お二人に御署名いただくこととしておりますので、その際は御協力いただきますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

(後藤委員長)

ありがとうございました。

それでは、本日の社会福祉審議会はこれにて終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。